

第 1 2 5 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5
号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条の 3 第 1 項第 1 号中「 3 6 0 」を「 4 0 2 」に改め、同項第
2 号中「 3 0 0 」を「 3 3 5 」に改め、同項第 3 号中「 2 4 0 」を「 2
6 8 」に改め、同項第 4 号中「 1 8 5 」を「 2 0 7 」に改め、同項第 5
号中「 1 6 5 」を「 1 8 5 」に改め、同項第 6 号中「 1 5 0 」を「 1 6
8 」に改め、同項第 7 号中「 1 3 0 」を「 1 4 6 」に改める。

付則第 1 6 項第 3 号中「 6 0 」を「 6 8 」に改める。

付則第 1 7 項第 3 号中「 2 0 」を「 2 2 」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の退職手当の調整額に係るポイントを改定する必要があるので、
この条例案を提出いたします。